

3 池田光行議員

- 1 成年年齢引き下げによる新成人への影響について
- 2 岩内町におけるマイナンバーカードの状況について



1 成年年齢引き下げによる新成人への影響について

明治時代から今日まで約140年間、日本での成年年齢は20歳と定められていました。今般、民法が改正され、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に変わります。これによって、2022年4月1日の時点で18歳、19歳の方は2022年4月1日に新成人となります。それに伴い、今後の町の対応を伺います。

例年、新成人を祝い成人式が行われています。式典の時期や在り方に関しては、法律による定めはありません。各自治体の判断で成人式は実施されており、多くの自治体では、1月の成人の日前後に開催し、その年度に20歳になる方を対象にしています。成年年齢が18歳に引き下げられた後、対象は18歳の方になるのか、変わった場合は高校3年生の1月という受験シーズンに実施していくのか、施行後初となる2022年度（2023年1月）の成人式は、18歳、19歳、20歳の3学年分同時に実施するのといった課題があると指摘されていますが、町では来年度以降どの様に考えているのでしょうか。

民法が定めている成年年齢は、1人で有効な契約をすることができる年齢という意味と、父母の親権に服さなくなる年齢という意味があります。成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになるということです。例えば、携帯電話を契約する、1人暮らしの部屋を借りる、クレジットカードをつくる、高額な商品を購入したときにローンを組めるといったとき、未成年の場合には親の同意が必要です。しかし、成年に達すると、親の同意がなくても、このような契約が自分1人でできるようになります。また、親権に服さなくなるため、自分の住む場所、進学や就職などの進路なども自分の意思で決定できるようになります。さらに、10年間有効のパスポートを取得でき、公認会計士や司法書士、行政書士などの国家資格に基づく職業に就くこともできるようになります。しかし、未成年者の場合、契約には親の同意が必要です。もし、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者取消権によって、その契約を取り消すことができます。この未成年者取消権は、未成年者を保護するためのものであり、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしています。

成年に達すると、親の同意がなくても自分で契約できるようになりますが、未成年者取消権は行使できなくなります。つまり、契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。契約には様々なルールがあり、そうした知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。社会経験に乏しく、保護がなくなったばかりの成年を狙い打ちにする悪質な業者もいます。こうした若者が被害者になり本人や家族からの消費生活相談が寄せられています。

18歳、19歳と20歳～24歳の消費生活相談の傾向を見るとダイエットサプリメントやバストアップサプリメント、除毛剤などの詐欺的な定期購入商法、洋服などの詐欺・模倣品サイト、アダルト情報サイトや出会い系サイトといったインターネット通販のトラブルが多く見られます。20歳～24歳は18歳、19歳に比べて情報商材、オンラインカジノ、暗号資産、投資用USBなどの儲け話のトラブル、エステティックサービスや脱毛等の美容医療などのトラブルが多く見られます。このトラブルのきっかけとしては、1) インターネット、SNS広告の書き込み等を見て連絡するケース、2) SNSで知り合った人から誘われるケース、3) 学校や職場の友人・知人から誘われるケースがあります。また、販売目的の隠匿、説明不足、虚偽説明、強引勧誘、長時間勧誘など、問題のある販売方法や手口も目立っています。

現在町では、学校でクーリングオフや消費者契約法などの消費者トラブルにならないために基礎知識の授業やクレジット契約などについてなど、18歳から成人となる町民がこのような被害にあわないための対策を何かされていますか。また消費者トラブルに実際に巻き込まれた場合の対処相談窓口などについて伺います。

現在、町内の多くの小中学生もスマートフォンを利用している状況で、スマートフォンによる消費者被害の対策も関連いたしますので、どの様になされているのか合わせて伺います。

【答 弁】
町 長：

2項めの、成年年齢に達する方への消費者被害対策とその相談窓口などについてと、3項めの、小中学生のスマートフォンによる消費者被害対策については、関連がありますので併せてお答えいたします。

平成30年6月に民法の一部を改正する法律が公布され、平成16年4月2日生まれ以降の方は、18歳の誕生日に成年に達することになり、親の同意を得ずに契約や進路などについて、自分の意思で決めることができるようになります。

こうした成年年齢の引き下げは、若年者の積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものにする意義を有するものであります。

しかしながら、成年年齢に達したとしても、その社会的自立に対して支援をする必要がなくなるということの意味するものではないと認識しているところであり、成年年齢引き下げによる課題の一つとして、議員ご指摘の未成年者取消権を行使することができなくなることによる悪徳商法などの消費者被害の拡大が懸念されるところであります。

こうしたことから、国においては、学校における消費者教育の充実や、消費者被害を救済するための消費者契約法の改正、消費者ホットライン188の周知、相談窓口の充実など、様々な施策の実施に努めております。

こうした国の動向に沿って、町内の小中学校におきましても、学習指導要領に基づき消費者教育を展開する中で、スマートフォンによる架空請求やゲームによる課金などのトラブル事例などを取り上げた学習や、困ったことがあったら家族や先生に相談するなどの指導と家庭への協力を行っているとのことであり

ます。

また、岩内高等学校では、公民科などの教科において、悪質商法や詐欺に対する啓発資料の配付、一人暮らしのトラブル未然防止講演会の開催など、消費者としての権利や責任について考察させる学習を行っていると同っております。

いずれにいたしましても、町といたしましては、若年者を含む全ての消費者被害防止を徹底する観点から、多様化する消費者の特性に応じた対策を講じる必要があると考えております。

そのためには、消費者保護の対策強化として、相談窓口である、岩内警察署、岩内消費生活相談センター、岩内消費者協会及び、小中高等学校など関係機関との更なる連携・協力のもと、消費者教育の充実や見守り対策の強化、啓発活動を推進するとともに、若年者が一人で悩みや問題を抱え込まずに速やかに相談できる環境整備の充実に努めて参ります。

【答 弁】
教 育 長：

成人式の開催について、町では来年度以降どの様に考えているのかについてであります。

岩内町では、今まで成人となる節目の、20歳になる門出を祝福することを目的に、毎年1月に成人式を開催しております。

このような中、平成30年6月に、現行の成年年齢を引き下げる民法の一部を改正する法律が公布され、令和4年4月から施行されることとなりました。

町におきましても、この改正を受け、令和4年度以降の成人式の開催方法について検討を重ねておりますが、課題の一つであります、対象年齢を18歳に引き下げ、1月での開催では、ご質問にありますように大学受験や就職活動に支障を来すなど、対象者に負担がかかることから、できる限り出席者の負担を少なくする時期に開催する方向で検討しなければならないと考えております。

とりわけ、令和4年度だけを考えますと、18歳、19歳、20歳による全員参加での開催、年齢ごとに時間を決めての開催、従来どおりの開催、この場合、名称変更などを行い開催するなどの検討が必要であり、今後、対象となる方々や保護者などからご意見を聞くとともに、既に開催方法を決定している自治体もあることから、他の自治体の動向も注視しながら、令和4年度及びそれ以降の成人式のあり方や開催時期について検討して参りたいと考えております。

2 岩内町におけるマイナンバーカードの状況について

2016年1月にマイナンバー制度が始まってから6年目となります。

この制度は社会保障や税金などに関わる各種申請や申告の際に添付資料などを削減し住民の負担軽減を図ること、行政機関などにおける効率的な情報の管理や迅速な処理を行い行政運営の効率化、公正な給付と負担の確保を図ることが本来の目的とされております。

しかしながら、当初マイナンバーカードの利用範囲拡大について検討され、その内容は健康保険証としての利用、国立大学での利用促進、ハローワークカードとしての利用、電子版ジョブ・カードとしての利用、建設キャリアアップシステムとの連携、戸籍関連情報との連携、運転免許証との一体化、海外からのインターネット投票など在外邦人によるマイナンバーカードの利用が当時検討されていきました。その他にも医師や看護師などの国家資格者証明、母子健康手帳など、さらにはクレジットカードも含む各種カードとしても順次受け入れできるようにする計画で、マイナンバーカード1枚で種々の機能を持たせる構想があったとも伺っております。

それに関連して国民の懸念が多く聞かれます。銀行口座との連携で個人資産を把握される。あるいは、買い物のポイントをマイナンバーカードにまとめられ消費動向を全部知られる。カードを落としたりして知らない人に情報が盗み取られるのではないかなどという声もあります。しかしこの様な懸念は、正しい情報の下に判断されているのか疑問が残ります。また、9月1日よりデジタル庁が発足し、今後、行政機関は各種申請業務による住民負担の軽減、情報管理・運営の軽減・効率化や国民への公正な給付と迅速化が可能なシステムを順次導入していく計画である。町でも国の政策に対応して情報化推進担当を採用し各種業務のデジタル化が急務であり、このデジタル化の恩恵を町民が受けるためにはまず、マイナンバーカードの普及が重要と思われれます。あらためてマイナンバーカードの状況についてお尋ねいたします。

- 1、町のマイナンバーカードの交付枚数及び道内の他自治体と比較してどのような状況なのか。また、町職員への交付状況とあわせてお知らせください。
- 2、マイナンバーカードを所持するメリットと町で現在受けられるサービスはどのようなものなのか。他の自治体では住民票の24時間コンビニで取得できるサービスなどを実施しているが、来年度以降どのようなサービスを計画し、実行していくのか、把握されている範囲で結構ですのでお答えください。
- 3、この様なサービスを受けるときにマイナポータルにアクセスするのですが、このマイナポータルにどの様にアクセスし、どのようなサービスを受けられるのか具体的にお答えいただきたいと思えます。
- 4、マイナンバーカードを紛失した場合の対応。さらには、盗難などによる不正使用や、このシステムの管理運営従事者による情報の漏えいなど、安全性に対する対策についてはどのようなになっているのか伺います。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、マイナンバーカードの交付枚数と道内の他自治体との比較及び町職員の交付状況についてであります。

国への、マイナンバーカード交付円滑化計画の実績報告値における、令和3年8月1日現在の交付枚数は4,075枚、人口に対する交付枚数率は34%で、これは北海道179市町村中、33位となっております。

次に、町職員の交付状況であります。令和3年3月末時点における、総務省取りまとめ結果では、町職員の取得率は35.4%であり、全道市町村の平均取得率、33%を、2.4ポイント上回っている状況であります。

2 項めの、マイナンバーカードのメリット、町で現在受けられるサービスと今後の計画についてと、3 項めの、マイナポータルへのアクセスについては関連がありますので、合わせてお答えいたします。

マイナンバーカードは、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載された、顔写真付きのカードであり、顔写真付きの公的な本人確認書類として使用できるものであります。

また、このカードに登載されているICチップには、氏名や顔写真などの情報のほか、公的個人認証としての電子証明書が記録されており、各種行政サービスに活用できることなどがメリットとなります。

この電子証明書を利用したサービスとしては、国のサービスとして所得税確定申告におけるオンライン申告が既に行われているほか、マイナンバーカードの健康保険証利用が、本年10月の本格運用に向け、町内の調剤薬局1箇所で開催中と公表されています。

また、自治体が独自に取り組める提供サービスとして、コンビニエンスストアに設置してある端末機器を利用し、マイナンバーカードの電子証明書を読み込むことにより、住民票や所得証明書などをその場で交付するコンビニ交付サービスがあり、令和3年9月7日現在では、道内において、24自治体で導入されています。

このコンビニ交付サービスは、令和2年12月、国が策定した自治体DX推進計画において掲げている、住民の利便性向上やICT活用による業務効率化の観点から、導入する自治体が増えており、本町においては、町内のコンビニ店舗数の多さから、その導入については有用性が高いと考えております。

しかしながら、その導入には、機器の構築や現行の基幹行政システムの改修など、多額のコストが必要となるため、その導入手法や財源確保などの検討を進めているところであります。

また、国の自治体DX推進計画の重点取組事項として行政手続のオンライン化があげられており、国の計画では、令和4年度末までに、主に住民がマイナンバーカードを用いてオンライン申請を行うことが想定される手続については、原則、全自治体で、政府が運営するマイナンバー制度のポータルサイトであるマイナポータルから電子申請・オンライン手続を可能とすると示され、児童手当など子育て関係の手続きや、介護認定など介護関係の手続き、罹災証明書など被災者支援関係の手続きについては、担当窓口での手続きに加え、マイナンバーカードの電子証明書を活用した電子申請・オンライン手続が可能となる予定となっております。

このマイナポータルへのアクセス方法につきましては、パソコンやスマート

フォンのアプリを使用することとなり、マイナンバーカードの電子証明書を、カードリーダーやスマートフォンのカード読み取り機能により読み取り、ポータルサイトにログインし、各種手続きを行うという流れになります。

なお、現在のところ、町において提供しているサービスはありませんが、令和4年度中にはオンライン手続きが可能となる計画となっております。

4項めは、マイナンバーカード紛失時の対応と、盗難時の不正使用や管理運営従事者による情報漏えいなどに対する対策についてであります。

マイナンバーカードの不正使用や情報漏えいなどのセキュリティリスク対策は、国においても重要な課題と捉えており、多重の対策が講じられております。

まずは、マイナンバーカードを紛失した場合にとるべき対策としては、カードの不正利用を防ぐため、速やかに個人番号カードコールセンターに連絡し、機能停止の手続きを行うこととなります。

なお、この手続きは本人による手続きが原則となりますが、町に紛失などの相談があった場合は、コールセンターへの案内対応を行っているところであります。

また、盗難などによる不正利用の懸念については、マイナンバーカードに表示している顔写真や暗証番号などによる本人確認のセキュリティがあること、複数回の誤りで暗証番号のロックがかかること、電子的にICチップ情報を調べようとすると、その情報が破壊される仕組みを備えていることなどにより、不正利用は非常に困難なものとなっております。

次に、マイナンバーカードを取り扱う者からの情報漏えい対策については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法において、マイナンバーを含む特定個人情報の利用範囲を限定するなど、より厳格な保護措置が定められていること、また、個人番号利用事務実施者における責務として、マイナンバーの漏えいの防止や罰則規定が定められているなど、法的にも強い対策が講じられているところであります。

町といたしましても、こうした対策のほか、個人番号利用事務実施者を対象に、特定個人情報等の適正な取扱いなどに関する研修を実施するなど、人的管理面からも情報漏えい対策を講じ、セキュリティリスク対策を図っているところであります。

< 再 質 問 >

町の普及状況ということで、町全体では4,075名、34%の町民の方々が取得しているようでございます。更に町職員の方は35.4%ということで、ほぼ岩内町民と同じようなパーセンテージだとは思いますが、先程の町長の答弁の中に、令和4年度以降に様々な事業展開をしていく状況において、この34%が必ずしも多い町民の取得率ではないと思われます。更にまだまだ多くの町民の方々に、このマイナンバーカードを取得していただくために、町としては具体的な施策としては何かお考えなのでしょうか。

更には町職員への交付の普及についても、町職員へ、これはあくまでも業務命令というような形で町職員の取得を増やすことが大事だと思うんですが、この辺について町としての考えはどうかお伺いいたします。

【答 弁】

町 長：

岩内町におけるマイナンバーカードの状況について、町及び職員へのマイナンバーカード普及促進の取組についてであります。

今後におけるマイナンバーカードの普及に係る具体的な施策についてであります。これまで、マイナンバーカードの普及促進策といたしましては、会計年度任用職員による窓口人員の増、土日・夜間の窓口開庁、申請補助端末の導入などを展開しながら、周知広報の充実に努めているところであります。

また、本年9月からは、企業等一括申請受付サービスを新たに開始したところであり、今後におきましても、こうした各種の具体的な取組を実施する中で、町民の理解を深め、交付率向上に継続して努めて参ります。

次に、町職員のマイナンバーカードの普及促進についてであります。

マイナンバーカードの取得は、あくまでも本人の意思により申請するものでありますので、取得義務は課されてはおりませんが、マイナンバーカードを活用した各種行政サービスを推進するためには、マイナンバーカードの取得が必要となります。

こうしたことから、総務省からも取得について勧奨するよう通知がありますので、町としても職員に対し、積極的に取得するよう勧奨して参ります。